

令和5年度
第2回鹿屋市子ども・子育て会議



令和5年10月17日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

目次

I 報告

- 1 令和5年度第1回子ども・子育て会議の報告…………… P 1

II 協議

- 1 令和6年度教育・保育施設の定員変更について…………… P 2
- 2 こども計画について…………… P 9

III その他

I 報告

1 令和5年度第1回子ども・子育て会議の報告

開催日時	令和5年5月26日（金）
開催場所	鹿屋市役所 7階大会議室（ZOOM会議併用）
出席委員	エルメス委員、鶴田委員、木村委員、角委員、川野委員、安樂委員、森委員、副田委員、友岡委員、新川委員、有川委員、清水委員、堅山委員、橋元委員、末吉委員、吉原委員 16人
議題	報告 1 令和4年度第4回子ども・子育て会議の報告 2 令和4年度地域子ども・子育て支援事業の実績 3 令和5年度子育て施策の事業計画 協議 1 令和6年度教育・保育施設の認定こども園への移行について
会議結果	報告 ・令和4年度第4回会議結果 ・令和4年度地域子ども・子育て支援事業の実績 ・令和5年度子育て施策の事業計画 について事務局より報告 協議 ・令和6年度教育・保育施設の認定こども園への移行について、事務局から説明を行い承認された。

『主な意見等』

[ファミリー・サポート・センター事業について]

仕事が休めない時に利用したいが、打合せで仕事を休まなければならない状況である。相手方との打合せをする際に平日しか選べず、改善に向けて検討いただきたい。

(回答) ファミリー・サポート・センターの初回利用の際に行う事前打合せについては、センター開所日の月曜日から金曜日の日中を基本に御案内しております。仕事等により日中の来所が難しい場合には、サポート会員とも調整の上で時間外での対応も行ってまいりますので、ぜひ御相談ください。

[学校給食費負担軽減事業について]

とてもありがたい施策だと思う。オーガニック給食の導入もぜひご検討をお願いしたい。

(回答) ご意見ありがとうございます。

学校給食の食材については、学校給食衛生管理基準に基づき、添加物の少ないものを使用したり、なるべく地元産の食材を使用するようにしており、安全安心な給食の提供に努めております。オーガニック食材は、体に優しく、自然環境を守るなど多くのメリットがあると認識しておりますが、鹿屋市の学校給食センターで使用する食材の必要量が多いことから、児童生徒に見合った食材の確保が難しく、安定した供給ができないのが現状です。現段階では、学校給食への全面的導入は難しいと考えています。今後も安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

[幼児教育・保育から小学校への繋ぎについて]

国では「幼保小架け橋プログラム」として、幼保・幼児教育から小学校教育を重点的に取り組んでいる。幼児教育・保育から小学校にどのように繋げていくか、幼児期と小学校接続を大事にした施策を考えてほしい。

(回答) 現在、関係部署と連携を図るための協議を行っております。

II 協議

1 令和6年度教育・保育施設の定員変更等について

▶定員変更の希望状況

令和6年度に定員の変更を希望している教育・保育施設及び内容等については、下記のとおりです。定員増、定員減及び区分変更等を希望している教育・保育施設（10施設）について協議としてお諮りいたします。

		現行（令和5年度）					希望内容（令和6年度）				
		(単位:人)					(単位:人)				
区分	施設名称	現定員	定員内訳				変更後定員	定員内訳			
			1号	2号	3号			1号	2号	3号	
					0歳	1・2歳				0歳	1・2歳
定員増	白崎 保育園	70	15	33	6	16	75 (+5)	15 (±0)	35 (+2)	6 (±0)	19 (+3)
	西原 幼稚園	185	155	10	5	15	195 (+10)	155 (±0)	10 (±0)	6 (+1)	24 (+9)
定員減	松下 幼稚園	160	145	12	0	3	145 (-15)	120 (-25)	17 (+5)	0 (±0)	8 (+5)
	いずみ 幼稚園	45	25	11	0	9	25 (-20)	15 (-10)	5 (-6)	0 (±0)	5 (-4)
	さくら 保育園	100	15	45	12	28	85 (-15)	15 (±0)	35 (-10)	7 (-5)	28 (±0)
	和光認定 こども園	115	25	54	12	24	105 (-10)	45 (+20)	30 (-24)	6 (-6)	24 (±0)
	はらい川 保育園	60		40	4	16	50 (-10)		35 (-5)	3 (-1)	12 (-4)
	LINKSに じいる保 育園	30			13	17	19 (-11)			8 (-5)	11 (-6)
区分変更	第一鹿屋 幼稚園	175	160	15	0	0	175 (±0)	150 (-10)	25 (+10)	0 (±0)	0 (±0)
計画変更	日の出 幼稚園	100	85	8	0	7	95 (-10)	80	8	0	7
増 減							▲71	▲30	▲28	▲16	3

「令和3年度～令和7年度保育所等定員変更に係る具体的な判断基準」

【基準2】 定員の変更について

(1) 認可保育所の定員変更

- ② 平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は、利用定員減をすることができるものとする。また、次年度の利用人員の減少が見込まれ、園の運営上、支障が生じる等、救済すべき事情が生じる際は、事前に市と協議をすること。変更後は原則2年間、利用定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。

(3) 認定こども園の定員変更

- ① 教育の認可定員増は、原則認めない。ただし、認定こども園への移行に際し、1号の認可定員を15名未満（0名から14名）で設定した園については、認可定員15名を上限に定員増を認めることとするが、定員増分と同数の2号・3号の減員を条件とする。なお、保育の弾力運用は可能とする。
- ② 教育又は保育のそれぞれの平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は利用定員減をすることができるものとする。また、次年度の利用人員の減少が見込まれ、園の運営上、支障が生じる等、救済すべき事情が生じる際は、事前に市と協議をすること。なお、保育の定員の変更後は原則2年間、利用定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。
- ③ 教育・保育の認可定員増は原則認めない。ただし、特例として下記の(ア)・(イ)を認める。
 - (ア) 平均入所児童数が認可定員の115%を超え、潜在的待機児童（前年9月から8月までの1年間の第1希望から第3希望までの児童数）が10名以上の月が1月でもある場合には、10名を上限に保育の認可定員増を認めるものとする。
 - (イ) 国の保育所等整備交付金を活用した施設整備を行う場合は、10名を上限に保育の認可定員増を認めるものとする。

(4) 地域型保育事業の定員変更

- ① 平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は、定員減をすることができるものとする。

▶白崎保育園（定員増）

現行（令和5年度）					希望内容（令和6年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
白崎保育園	70	15	33	22	75 (+5)	15 (±0)	35 (+2)	25 (+3)	保育所型

施設名	白崎保育園（白崎町）
設置主体	社会福祉法人 友岡福祉協会
変更を希望する理由	需要に応えるため
判断基準との比較	【基準2(3)③(ア)】令和4年9月～令和5年8月の保育2・3号の平均入所児童数が認可定員の115%を超えていないこと。また、同期間の潜在的待機児童数が10名以上の月がないこと。

保育(2・3号)の月別利用者数 [令和4年9月～令和5年8月]

(単位:人)

	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	平均
保育	63	62	62	62	62	62	62	56	57	57	57	58	60.00

保育(2・3号)の月別潜在的待機児童数 [令和4年9月～令和5年8月]

(単位:人)

	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8
保育	3	3	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0

▶西原幼稚園（定員増）

現行（令和5年度）

(単位:人)

施設名称	現定員	定員内訳		
		1号	2号	3号
西原幼稚園	185	155	10	20

希望内容（令和6年度）

(単位:人)

移行後定員	定員内訳			備考
	1号	2号	3号	
195 (+10)	155 (±0)	10 (±0)	30 (+10)	幼保連携型



施設名	西原幼稚園（西原4丁目）
設置主体	学校法人郷原学園
移行を希望する理由	国の保育所等整備交付金を活用した施設整備のため
判断基準との比較	【基準2(3)③(イ)】国の保育所等整備交付金を活用した施設整備の実施に伴い、保育の認可定員を上限の10名増すること。

▶松下幼稚園（定員減）

現行（令和5年度）

(単位:人)

施設名称	現定員	定員内訳		
		1号	2号	3号
松下幼稚園	160	145	12	3

希望内容（令和6年度）

(単位:人)

移行後定員	定員内訳			備考
	1号	2号	3号	
145 (-15)	120 (-25)	17 (+5)	8 (+5)	幼稚園型



施設名	松下幼稚園（上谷町）
設置主体	学校法人松下学園
変更を希望する理由	1号認定の利用人員が近年減少し園の運営が厳しい現状にあり、1号認定の定員減と、3号1歳児の受け入れ態勢が整ったため(R5年度までは2歳児からの受け入れ)2・3号認定の定員増を必要とするもの。 ※2・3号の定員増が承認されない場合も、1号定員減は希望する。
判断基準との比較	【基準2(3)②】令和4年9月～令和5年8月の教育1号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。(56.91人) 【基準2(3)③(ア)】令和4年9月～令和5年8月の保育2・3号の平均入所児童数が認可定員の115%を超えていないこと。また、同期間の潜在的待機児童数が10名以上の月がないこと。

教育(1号)、保育(2・3号)の月別利用者数 [令和4年9月～令和5年8月]

(単位:人)

	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	平均
教育	59	60	62	62	62	63	65	49	49	50	51	51	56.91
保育	18	17	17	17	17	17	15	14	14	14	14	14	15.66

保育(2・3号)の月別潜在的待機児童数 [令和4年9月～令和5年8月]

	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8
保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

▶いずみ幼稚園（定員減）

現行（令和5年度）					希望内容（令和6年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
いずみ幼稚園	45	25	11	9	25 (-20)	15 (-10)	5 (-6)	5 (-4)	幼保連携型

施設名	いずみ幼稚園（吾平町）
設置主体	学校法人 吾平永田学園
変更を希望する理由	園児数減少による
判断基準との比較	【基準2(3)②】教育及び保育のそれぞれの平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っていること。

教育(1号)、保育(2・3号)の月別利用者数 [令和4年9月～令和5年8月] (単位:人)

	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	平均
教育	11	12	14	14	14	14	14	11	11	11	13	13	12.66
保育	19	18	16	16	16	16	18	10	10	11	11	11	14.33

▶さくら保育園（定員減）

現行（令和5年度）					希望内容（令和6年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
さくら保育園	100	15	45	40	85 (-15)	15 (±0)	35 (-10)	35 (-5)	保育所型

施設名	さくら保育園（西原2丁目）
設置主体	社会福祉法人 さくら会
変更を希望する理由	定員100名に対し、現在の入所児童数は77名、昨年度の入所児童数は86名以下でした。近年、保育士確保も困難な状況にあり、今後少子化で園児数も減少傾向にあると思われます。そこで2号・3号の定員について、15名減を希望するもの。
判断基準との比較	【基準2(3)②】令和4年9月～令和5年8月までの保育の平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っていること。

保育(2・3号)の月別利用者数 [令和4年9月～令和5年8月] (単位:人)

	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	平均
保育	81	78	76	77	77	77	77	67	66	67	66	66	73.08

西原台小地区の0歳～5歳児童数の推移

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
R3	84	96	93	96	89	96	554
R4	73	88	91	98	91	84	525
R5	81	75	85	88	102	82	513

▶和光認定こども園（定員減）

現行（令和5年度）					希望内容（令和6年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
和光認定こども園	115	25	54	36	105 (-10)	45 (+20)	30 (-24)	30 (-6)	幼保連携型

施設名	和光認定こども園（横山町）
設置主体	社会福祉法人 誠福社会
変更を希望する理由	保育教諭の高齢化並びに新規職員の確保が厳しく、定員に必要な職員を今後配置できない可能性があるため、今後5カ年にわたり段階的に定員減をしたい。今後の国、県、市町村が育児休業について取得率向上を目指し取り組みを強化すると推察する。特に男性の育児休業取得については、行政、民間ともに取得率を向上すべく取り組むであろう。夫婦の育児休業取得向上に伴う0,1歳児の入所は減少すると考える。そのため、段階的な定員減を実施し、継続可能な園運営を目指したい。数年前から、定員減並びに区分変更の希望をお願いしている現状である。ぜひ検討頂きたい。
判断基準との比較	【基準2(3)①】教育1号の定員増分と同数の保育2・3号を減員しているが、教育1号の認可定員は15人を超えている。

教育(1号)、保育(2・3号)の月別利用者数 [令和4年9月～令和5年8月]

	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	平均
教育	23	24	24	24	25	25	25	18	20	21	22	24	22.9
保育	106	106	106	106	105	106	109	93	93	94	91	90	100.41

▶はらい川保育園（定員減）

現行（令和5年度）					希望内容（令和6年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
はらい川保育園	60		40	20	50 (-10)		35 (-5)	15 (-5)	認可保育所

施設名	はらい川保育園（祓川町）
設置主体	社会福祉法人 辰巳福社会
変更を希望する理由	地域の新規入園（出生等）の見込みが少ないため
判断基準との比較	【基準2(1)②】令和4年9月～令和5年8月までの保育の平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っていること。

保育(2・3号)の月別利用者数 [令和4年9月～令和5年8月]

	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	平均
保育	54	54	57	58	58	58	59	48	48	49	50	50	53.58

祓川小地区の0歳～5歳児童数の推移

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
R3	4	4	7	4	4	5	28
R4	4	6	5	8	6	4	33
R5	2	2	5	4	4	6	23

▶LINKS にじいろ保育園（定員減）

現行（令和5年度）					希望内容（令和6年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
にじいろ保育園	30			30	19 (-11)			19 (-11)	地域型保育事業所

施設名	LINKS にじいろ保育園（下祓川町）
設置主体	LINKS 株式会社
変更を希望する理由	ここ数年園児数の減少が大きいこと、保育士不足に伴う人員確保が難しいこと、そのことに伴う経営が難しいこと。以上より定員減は免れないと判断しているため。
判断基準との比較	【基準2(4)①】令和4年9月～令和5年8月までの保育の平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っていること。

保育(2・3号)の月別利用者数 [令和4年9月～令和5年8月] (単位:人)

	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	平均
保育	14	17	17	18	19	20	21	7	8	9	9	10	14.08

▶第一鹿屋幼稚園（区分変更）

現行（令和5年度）					希望内容（令和6年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
第一鹿屋幼稚園	175	160	15	0	175 (±0)	150 (-10)	25 (+10)	0	幼稚園型

施設名	第一鹿屋幼稚園（寿5丁目）
設置主体	学校法人 今村学園
変更を希望する理由	2号児のニーズを図るため、在園児（来年度在園の年中年少で目下現段階で1号児、及び当園の認可外施設に在籍する2歳児）を対象にアンケートを実施したところ、73名のうち、約40%の30名程度が2号認定を希望した。従って、2号児のニーズがかなり高いと考える。現在2号認定が13名在籍しているため、上記の30名の希望者を勘案すると、1号児を10名減らし、2号児を10名増やすことを強く希望します。 ※2・3号の定員増が承認されない場合は、1号の定員変更は希望しない。
判断基準との比較	【基準2(3)②】令和4年9月～令和5年8月までの教育の平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っていること。 【【基準2(3)③(ア)】令和4年9月～令和5年8月の保育2・3号の平均入所児童数が認可定員の115%を超えているが、同期間の潜在的待機児童数が10名以上の月がないこと。(各月0人)

教育(1号)、保育(2・3号)の月別利用者数 [令和4年9月～令和5年8月] (単位:人)

	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	平均
教育	131	132	135	136	134	134	133	95	95	96	98	98	118.08
保育								18	18	18	18	18	18.00

保育(2・3号)の月別潜在的待機児童数 [令和4年9月～令和5年8月]

	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8
保育								0	0	0	0	0

▶日の出幼稚園（計画変更）

現行（令和5年度）					希望内容（令和6年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後 定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
日の出幼稚園	100	85	8	7	95 (-5)	80 (-5)	8 (±0)	7 (±0)	幼稚園型

施設名	日の出幼稚園（川西町）
設置主体	学校法人 明正船隈学園
変更を希望する理由	<p>認定こども園への移行にあたり、1号 85名、保育2・3号を15名と計画し承認していただいたところであるが、今年度4月以降の園児数が想定より少ない状況である。</p> <p>R5.9.1現在の園児数は60名であり、うち24名が年長児である。今年度は年度途中の入園児も少なく、来年度からの新入園児の増加も見込めないところである。また、職員の確保(担任)も難しく、1号の定員を当初計画の85名から80名に変更したいことを申し出ます。</p>
判断基準との比較	<p>令和5年度第1回会議で承認された『令和6年度認定こども園への移行』により協議された内容についての申請内容の変更を行うもの。</p> <p>変更希望の教育の定員は現行の定員（130名）以下であり、過去1年間の平均入所児童数を下回っている。</p>

教育(1号)の月別利用者数【令和4年9月～令和5年8月】

	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	平均
教育	73	74	77	77	75	76	78	52	53	54	54	55	66.50

2 『鹿屋市子ども・子育て支援事業計画』策定について

【子ども・子育て支援事業計画】

子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。

(1) 現行の計画について

第2期 鹿屋市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）

計 画 期 間 令和2年度～令和6年度

包含している計画

- ・次世代育成支援行動計画
- ・子どもの貧困対策計画
- ・母子保健計画
- ・新 放課後子ども総合プラン

平成/令和	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
第1期計画	←														
第2期計画						←									

(2) こども基本法の成立（こども家庭庁パンフレットより抜粋）

▶ **目 的** すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、こども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など社会全体でこどもや若者に関する取組「こども施策」を進めていきます。

- ・すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ・すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ・年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- ・すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ・子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ・家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

▶ 第10条 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定

- 市町村は国のこども大綱等を勘案し、こども計画を定めるよう努めるものとする。
- 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

▶ 第11条 こども施策に対するこども等の意見の反映

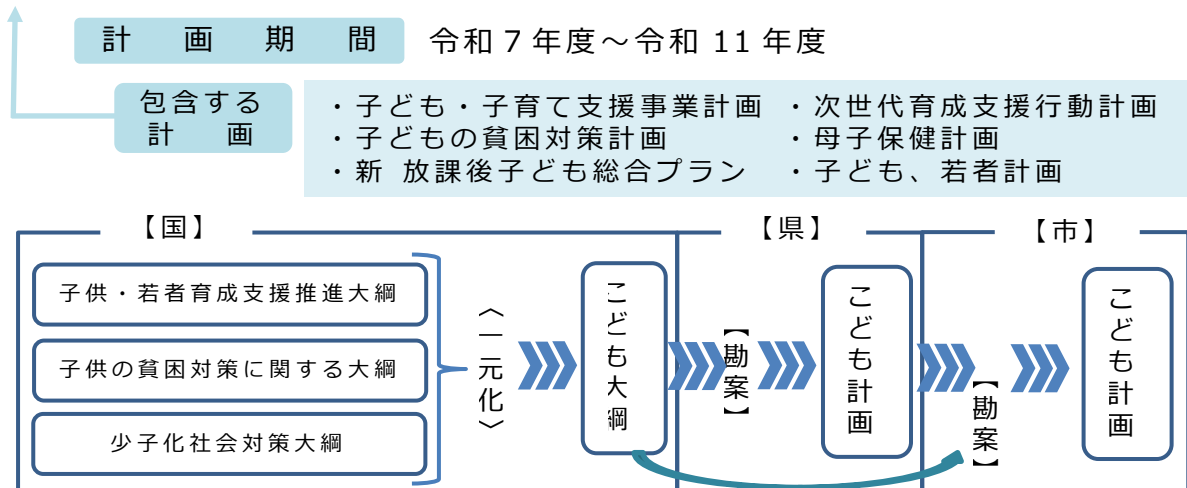
- 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

▶ 第13条 関係者相互の有機的な連携の確保等

- 市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

(3) 次期計画について

鹿屋市こども計画（仮称）令和7年3月策定予定（こども基本法第10条2項）



※ 国の大綱・県の策定状況等を踏まえて本市の策定内容は検討します。

(4) 次期計画策定に向けた調査について

★こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映★

【基本的な考え方】

- 調査内容は国の方針を踏まえ、発出される国の手引きに基づき作成。
- 設問構成は前回をベースに、設問数の組み換え検討し、作成。
- アンケートは郵送配付し、回答については郵送又はWebを選択。
（一部、施設などに配布の協力を依頼する）

【対象者・実施時期】

対象者		
(子ども・子育て) 就学前児童の保護者向け		約 5,300 件
(子ども・子育て) 小学生の保護者向け		約 6,300 件
(生活実態調査) 小学5年生及びその保護者		約 2,000 件
(生活実態調査) 中学2年生及びその保護者		約 2,000 件
(若者意識調査) 15歳から39歳		1,500 件
関係団体等調査		80 件
実施時期：令和5年11月中旬～12月中旬予定（国の通知等により変動）		

(5) 主なスケジュールについて

【令和5年度】	10月	11月	12月	1月	2月	3月
アンケート実施						
アンケート集計						
子ども・子育て会議						

【令和6年度】	4月	5月	6月	7月	8月	9月
目標量の設定						
骨子案						
子ども・子育て会議						
【令和6年度】	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画素案						
パブリックコメント						
子ども・子育て会議						

■ 鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第1号委員	エルメス 恵子 ^{けいこ}	市民委員	
2		鶴田 貴子 ^{つるだ たかこ}	市民委員	
3		木村 美季 ^{きむら みき}	市民委員	
4	子どもの 保護者	角 祥平 ^{すみ しょうへい}	市民委員	
5		川野 歩 ^{かわの あゆみ}	市民委員	
6		山下 仁 ^{やました ひとし}	市民委員	
7	第2号委員	矢野 常広 ^{や の つねひろ}	鹿屋市医師会	
8		安楽 博史 ^{あんらく ひろし}	鹿屋市歯科医師会	
9		森 克己 ^{もり かつみ}	国立大学法人鹿屋体育大学	
10	学識経験者	角ノ上 琢 ^{すみのうえ たく}	鹿児島県大隅児童相談所	
11		泊 浩太郎 ^{とまり こうたろう}	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
12		副田 明彦 ^{そえだ あきひこ}	鹿屋市小・中学校校長協会	
13		藤井 光晴 ^{ふじい みつはる}	児童養護施設大隅学舎	
14	第3号委員	軀川 恒 ^{くがわ ひさし}	鹿屋乳児院	
15		宮下 義昭 ^{みやした よしあき}	鹿屋市私立幼稚園協会	
16		友岡 善信 ^{ともおか よしのぶ}	鹿屋市保育会	
17	子ども・子育て 支援に関する 事業に従事 する者	新川 留美 ^{しんかわ るみ}	鹿屋市私設保育園連絡協議会	
18		有川 文人 ^{ありかわ ふみと}	鹿屋市学童保育連絡会	
19		清水 直樹 ^{しみず なおき}	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
20		豎山 恵美 ^{たてやま めぐみ}	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼクラブ（母親クラブ）	
21	第4号委員	橋元 直也 ^{はしもと なおや}	鹿屋特別支援学校PTA	
22		川崎 大輔 ^{かわさき だいすけ}	鹿屋市PTA連絡協議会	
23	その他市長が 必要と認める 者	渡邊 正人 ^{わたなべ まさと}	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
24		末吉 勝子 ^{すえよし かつこ}	鹿屋市母子寡婦福祉会	
25		吉原 八郎 ^{よしはら はちろう}	鹿屋市町内会連絡協議会	

【委嘱期間：令和4年5月1日～令和6年4月30日（2年以内）】

鹿屋市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第13号抄）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。